

令和3年度9月期 公共調達最適化(平成18年8月25日付財計第2017号)についてに基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

独立行政法人 中小企業基盤整備機構

	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計規程上の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の職員の数	備考
1	新・人事基幹システムの構築・導入、データ移行及びパッケージ等保守業務	分任契約担当役 財務部長 松宮 勤生 港区虎ノ門3-5-1	3.9.8	鈴与ソフトウェア株式会社 (法人番号:301040104925) 東京都港区芝4-1-23	競争に付し付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がいなかったため。	—	548,794,596	—	—	
2	小規模共済システム及び中小企業倒産防止共済システムに係る資産の棚卸、マスタファイル整備に伴うサーバ機器・ネットワーク機器に係る再リース一式(第4回:令和3年10月~令和4年9月)	分任契約担当役 財務部長 松宮 勤生 港区虎ノ門3-5-1	3.9.9	富士通株式会社 (法人番号:1020001071491) 東京都港区東新橋1-5-2	現に契約履行中の工事、製造又は物品の買入れに直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利である。 (会計規程 第32条第1項第3号「競争に付することが不利と認められるとき」に該当)	—	37,435,912	—	—	
3	小規模共済システム契約者貸付オンライン機能通信方式改善に伴うサーバ機器・ネットワーク機器に係る再リース一式(第4回:令和3年10月~令和4年9月)	分任契約担当役 財務部長 松宮 勤生 港区虎ノ門3-5-1	3.9.9	富士通株式会社 (法人番号:1020001071491) 東京都港区東新橋1-5-2	現に契約履行中の工事、製造又は物品の買入れに直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利である。 (会計規程 第32条第1項第3号「競争に付することが不利と認められるとき」に該当)	—	21,224,412	—	—	
4	統合データベースに係るクラウド基盤移行業務	分任契約担当役 財務部長 松宮 勤生 港区虎ノ門3-5-1	3.9.14	株式会社NTTデータ・ビジネス・システムズ (法人番号:2010701025004) 東京都豊島区東池袋1-18-1	一定の要件を明示した事前確認公募を行なったが、当社以外に要件を満たす者からの申込みがなかったため。 (会計規程第32条第1項第1号「契約の性質又は目的が競争を許さないとき」に該当)(企画競争又は公募)	—	62,040,000	—	—	
5	小規模企業共済制度・中小企業倒産防止共済制度の業務・システム再構築等における全体計画策定及び要件定義策定業務に係る現行システム調査業務(第1回変更)	分任契約担当役 財務部長 松宮 勤生 港区虎ノ門3-5-1	3.9.22	富士通株式会社 (法人番号:1020001071491) 東京都港区東新橋1-5-2	契約の相手方を変更することにより、既存のサービス等との互換性の要件に合致しないサービス等を調達せざるを得なくなるため、既存のサービス等の拡大若しくは追加を当初の契約の相手方から受ける必要があるため。会計規程第32条第1項第1号「契約の性質又は目的が競争を許さないとき」に該当)	—	108,110,640	—	—	
6	共済事業に係るホストコンピュータ機器等の更新及び構築(第1回変更)	分任契約担当役 財務部長 松宮 勤生 港区虎ノ門3-5-1	3.9.28	富士通株式会社 (法人番号:1020001071491) 東京都港区東新橋1-5-2	一定の要件を明示した事前確認公募を行なったが、当社以外に要件を満たす者からの申込みがなかったため。 (会計規程第32条第1項第1号「契約の性質又は目的が競争を許さないとき」に該当)(企画競争又は公募)	—	394,123,620	—	—	
7	共済事業に係るコンピュータのプログラム・プログラムの更新(第1回変更)	分任契約担当役 財務部長 松宮 勤生 港区虎ノ門3-5-1	3.9.28	富士通株式会社 (法人番号:1020001071491) 東京都港区東新橋1-5-2	一定の要件を明示した事前確認公募を行なったが、当社以外に要件を満たす者からの申込みがなかったため。 (会計規程第32条第1項第1号「契約の性質又は目的が競争を許さないとき」に該当)(企画競争又は公募)	—	100,299,804	—	—	